

令和8年度

宮 城 県 教 職 員

定 期 健 康 診 断 実 施 要 項

新 規 採 用 教 職 員 健 康 診 断 実 施 要 項

宮城県教育委員会

令和8年度の主な変更点について

- ・「健康管理医」の職名を「産業医」改めたこと（令和8年4月1日施行）に伴う文言整理。
- ・「結核の定期健康診断の実施報告について（学校のみ）」
→感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則改正により、当該健診の実施報告期日（保健所宛て）が変更となったことに伴う文言整理。
- ・「定期健康診断の結果の提供について」
→医療保険者（公立学校共済組合）への定期健康診断結果の提供について、文言整理。
- ・「定期健康診断Q & A」の文言整理。

目 次

定期健康診断実施要項

1 一般的事項	1～4
2 各検診実施細目	5～7
3 定期健康診断事後措置	8
4 定期健康診断事後指導	9

新規採用教職員健康診断実施要項 10～12

参考資料1 宮城県教育委員会定期健康診断（基本健診）判定基準	13
参考資料2 定期健康診断受診者名簿作成の流れ	14
参考資料3 定期健康診断Q&A	15

教職員定期健康診断実施要項

1 一般的事項

(1) 目的

宮城県教育委員会に属する教職員の健康管理の徹底を期するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成2年宮城県教育委員会訓令甲第4号）に基づく定期健康診断を適切に実施し、健康の保持増進及び疾病の早期発見と治療の促進を図ることを目的とする。

(2) 主管 宮城県教育庁福利課

(3) 検査種目及び検査項目等 (新規採用教職員については、別に要項を定める。)

検査種目	検査項目	対象者	
1 結核検診	胸部X線デジタル撮影	全教職員	
	精密検査 断層撮影 精密検査	X線デジタル撮影の結果、必要と認められた者	
2 基本健診	身長・体重・視力検査・腹囲	全教職員	
	血圧・尿検査	血圧測定 尿検査（糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン）	全教職員
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査（医師による診察）	全教職員	
	聴力検査	1,000・4,000 ヘルツ	全教職員
	血液検査	貧血検査 { R（赤血球数）・Hb（血色素量）・Ht（血球容積）} 白血球数 血小板数 肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP） 血中脂質検査 { LDL（低比重リポ蛋白コレステロール） HDL（高比重リポ蛋白コレステロール）・TG（中性脂肪）} 血糖検査（空腹・随時検査・HbA1c） 尿酸 クレアチニン・eGFR	全教職員
	心電図検査	全教職員	
	眼底検査	医師の指示のあった者	
3 胃検診	胃部X線撮影（デジタル撮影）	40歳以上の全教職員 30歳以上40歳未満の希望者	
	胃ファイバースコープ	上記対象者のうち身体の障害（肢体不自由等）及び胃部X線撮影検査が受診できないと医師が認める者	

【参考】胃検診対象者（対象年齢は令和9年3月31日現在）

ア 30歳以上40歳未満の者：昭和62年4月2日から平成9年4月1日生まれの者。

イ 40歳以上の者：昭和62年4月1日以前生まれの者。

(4) 対象教職員

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第4号）第3条に規定する本庁、地方機関及び教育機関の次に掲げる職員

- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員。
- イ 高等学校における臨時的任用職員取扱要綱第2に定める臨時的任用職員。
- ウ 義務教育諸学校等における臨時的任用職員取扱要綱第2に定める臨時的任用職員のうち、県立学校に任用されている職員。
- エ 非常勤の講師の任用等に関する要綱第2に定める非常勤講師で、1週間の勤務時間が正規職員のおおむね2分の1以上であり、4月から年間を通した雇用が見込まれる職員。
- オ 宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員取扱要綱第2条に定める会計年度任用職員で4月から年間を通した雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間数が正規職員のおおむね2分の1以上である職員。ただし、欠員・産休・育休及び病気休職の代替となる会計年度任用職員については、4月からの雇用を条件としない。
- カ 宮城県教育委員会に属する技能労務職員に係る臨時的任用職員取扱要綱第2に定める臨時的任用職員。なお、欠員・産休・育休及び病気休職の代替となる技能労務職員については、4月からの雇用を条件としない。
- キ 宮城県教育委員会事務局等における臨時的任用職員取扱要綱第2に定める臨時的任用職員。なお、欠員・産休・育休及び病気休職の代替となる臨時的任用職員については、4月からの雇用を条件としない。
- ク 他の地方公共団体等から宮城県教育委員会に派遣されている職員。
- ケ その他、実施者が必要と認める職員。

※ 団体職員等は対象としない。

(5) 受診を免除できる者及び免除できる検診（【凡例】○：免除可 ×：免除不可）

	免除対象者区分	結核検診	基本健診	胃検診	備考
1	妊娠中の者	○	×	○	
2	各種休暇等（産休・育休・病休・休職中）の者	○	○	○	【※1】参照
3	人間ドック（教職員生活習慣病健診）受診者	○	○	○	【※2】参照
4	肺がん検診受診者	○	×	×	
5	個人で医師の診察を受けている者（経過観察者を含む。）	○	○	○	検査項目の漏れがないように注意すること
6	定期健康診断の対象となる臨時的任用職員、会計年度任用職員等	○	○	○	1年以内に受診している項目（任用内申時等）

【※1】 各種休暇等（産休・育休・病休・休職中）の者の取扱い

体調等の理由により、免除できるものとするが、健康診断の期日等についての案内は必ず行うこと。

【※2】 人間ドック受診者の取扱い

人間ドック受診者は、その結果を定期健康診断の結果に代えるので、前頁の表中3のとおり、所属において実施する定期健康診断（結核検診・基本健診・胃検診）はすべて免除する。本人の希望により受診希望があった場合でも受診不可とする。

なお、受診者の都合により人間ドック受診を辞退した場合は、定期健康診断の受診対象となるので、必ず受診させること。

(6) 勤務上の取扱い

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定により、職務に専念する義務を免除する。

なお、免除手続きは、平成13年3月27日付け教第506号により、健康診断実施通知による包括承認とする。

ア 承認期間は、職務の円滑な遂行に支障のない範囲において、検診を受ける期間（往復に要する時間を含む。）とする。

※ 個人受診する場合は、厚生計画外となるため、年次有給休暇を取得すること。

イ 第一次検診の結果、異常所見などがあるため、医師の指示によりその原因を特定するための精密検査又は再検査を必要とする場合には、当該検査を受ける期間（往復に要する時間を含む。）について職務に専念する義務を免除する。

なお、当該検査においては、その回数にかかわらず職務に専念する義務を免除し、当該検査の手続きのために医療機関へ赴く際も、職務に専念する義務を免除する。

ただし、検査結果を聞くためだけの場合には免除されないので注意すること。

(7) 検査種目毎の実施方法

「各検診実施細目」による。

(8) 健康診断結果の記録

所属長は、健康診断結果を職員健康診断票（第2号様式）（以下「第2号様式」※という。）に記入するとともに、結果個人票は健康管理記録簿に綴り込み保管すること。

なお、人間ドック受診者の検査結果については、「人間ドック受診者検診結果報告書」（別紙様式1）により必要な検診項目の結果を記載すること。また、個人受診者の検査結果については、「健康診断結果票（個人受診者用）」（別紙様式2）又はその結果を証明する書面を提出させ、第2号様式に記載すること。

※ 第2号様式：学校保健安全法施行規則第15条に基づくもの。第2号様式に記載されていない検診項目については、余白や裏面を用いて整理すること。

(9) 事後措置

所属長は、健診の結果、所見のあった者については、指導事項により適切な措置を講ずるとともに、その結果を「3 定期健康診断事後措置」に基づき、「宮城県教職員定期健康診断再検査等実施報告書」により検診種目毎に必ず報告すること。

なお、該当者がいない場合もその旨を報告すること。

令和8年度分 宮城県教職員定期健康診断再検査等実施報告書

報告期限：結核検診・基本健診・胃検診・・・令和9年1月22日（金）

※ 報告については、福利課から別途通知する。

(10) 受診免除者の報告

教職員の中に健康診断受診免除となる者がいる場合には、「宮城県定期健康診断受診免除者名簿（別紙様式3）を作成し、指定の期日までに報告すること。

※ 人間ドック受診による受診免除の場合は、報告を要しない。

※ 胃検診については、40歳以上で受診免除となる場合に報告すること。

令和8年度分 宮城県教職員定期健康診断受診免除者名簿

報告期限：結核検診・基本健診・胃検診・・・令和8年12月25日（金）

※ 報告については、福利課から別途通知する。

(11) 結核の定期健康診断の実施報告について（学校のみ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）第27条の5の規定により、結核の定期健康診断の結果については、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに取りまとめ、同年4月10日まで※に学校の所在地を管轄する保健所長宛てに報告すること。報告にあたっては、各保健所から送付される通知等を参考とすること。

※ 施行規則の改正（令和8年4月1日施行）によるもの。

(12) 個人情報の取扱いについて

健康診断結果等の個人情報の取扱いについては、福利課において健診委託機関に対し関係法令に基づき適切に取り扱うよう指示することとしている。各所属においても、受診者の健康診断結果等が送付された場合は、厳重かつ適切に取り扱うこと。

(13) 定期健康診断の結果の提供について

教職員の定期健康診断の結果については、健康保険法第150条第2項及び第3項に基づき、保健事業への活用のため医療保険者（公立学校共済組合）へ提供すること及び、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第3項の規定により、当該健康診断結果を医療保険者（公立学校共済組合）へ提供することで、40歳以上の教職員が特定健康診査を行ったものとする。

2 各検診実施細目

(1) 結核検診及び基本健診

ア 健診実施方法

原則として、各所属において健診委託機関の巡回健診車により実施する。

イ 健診実施日程

6月から8月の期間。日程表は福利課から別途通知する。

ウ 受診予定者名簿

(ア) 受診予定者名簿を健診委託機関で作成の上、各所属へ送付する。

※ 旧姓使用の教職員について

健診上で使用する名簿及び受診票等の氏名は、「戸籍上の氏名」となる。

(イ) 受診予定者名簿を各所属で確認の上、受診対象者を決定する。

(ウ) 名簿に記載のない教職員がいる場合は、追加で記載することとする。

(エ) 作成した受診対象者名簿は、直接、健診委託機関に提出する。

(オ) 提出された受診対象者名簿に基づき、健診委託機関が氏名等を印刷した受診票を後日、各所属へ送付する。

(カ) 受診予定者名簿を提出後に、個人受診や病休等の受診異動があった場合は、速やかに福利課に「教職員定期健康診断異動連絡票」(別紙様式6-1または別紙様式6-2)を提出すること。

エ 受診上の注意事項

(ア) 受診日までに受診票の問診事項を必ず記入し、当日持参すること。

(イ) 血液検査を受ける場合、午前受診の場合は朝食を、午後受診の場合は昼食をとらないこと。

※ 「HbA1c」の検査には空腹時間の制限はないが、空腹時血糖、中性脂肪値への影響が考えられるため。

(ウ) 受付時間を厳守すること。

(エ) 着脱しやすい衣服で受診すること。

オ 未受診者の取り扱い

(ア) 自所属の巡回健診日に受診できない場合

他所属の健診日に受診できるか、相手の所属へ確認の上、受診すること。

(イ) やむを得ず巡回健診期間に受診できない場合

福利課が指定した期間内に、健診委託機関の施設において受診すること。

※ 受診については、福利課から別途通知する。

※ いずれの場合も受診の際は、必ず本人に「受診票」を持参させること。

カ 健康診断結果の通知

健診委託機関から所属長宛て通知する。

キ 再検査等の受診について

検査の結果、再検査又は精密検査の指示があった者は、速やかに医療機関等で受診すること。

(2) 胃検診

ア 検診実施方法

原則として、各所属において検診委託機関の巡回健診車により実施する。

イ 検診実施日程

6月から11月の期間。日程表は福利課から別途通知する。

ウ 受診対象者名簿

(ア) 名簿は、福利課において作成し、各所属へ送付する。

(イ) 名簿には、30歳以上の教職員全員を記載し、40歳以上で受診しない教職員については、その理由を明記する。また、30歳以上40歳未満の職員については希望を確認のうえ受診の有無を記入する。

(ウ) 名簿に記載のない教職員の名簿は、「宮城県教職員定期健康診断（胃検診）受診者名簿」（別紙様式4）により作成する。

(エ) 名簿の提出については、別途通知する。

(オ) 提出された受診対象者名簿に基づき、健診委託機関が氏名等を印刷した受診票を後日、各所属へ送付する。

(カ) 名簿を提出後に、個人受診や病休等の受診異動があった場合は、速やかに福利課に「教職員定期健康診断異動連絡票」（別紙様式6-1または別紙様式6-2）を提出すること。

(キ) 受診者のうち、身体の障害（肢体不自由等）及び胃部X線撮影検査が受診できないと医師が認める者がいる場合には、医師による指示等の記入または証明書類等（写）を添付の上、「胃ファイバースコープ検査受診願」（別紙様式5）を福利課長宛て提出すること。

※ 「胃ファイバースコープ検査」実施については、福利課から別途通知する。

エ 受診上の注意事項

(ア) 受診日までに受診票の間診事項を必ず記入し、当日持参すること。

(イ) 受診前夜の夕食は午後8時までに済ませ、飲酒をしないこと。また、胃検診を受診する者は、受診当日の朝から終了時まで何も食べないこと。

(ウ) 受付時間を厳守すること。

(エ) 着脱しやすい衣服で受診すること。

オ 未受診者の取り扱い

(ア) 自所属の巡回健診日に受診できない場合

他所属の健診日に受診できるか、相手の所属へ確認の上、受診すること。

- (イ) やむを得ず巡回健診期間に受診できない場合
福利課が指定した期間内に、健診委託機関の施設において受診すること。
※ 受診については、福利課から別途通知する。
※ いずれの場合も受診の際は、必ず本人に「受診票」を持参させること。

カ 健康診断結果の通知
健診委託機関から所属長宛て通知する。

キ 再検査等の受診について
再検査又は精密検査の指示があった者は、速やかに医療機関等で受診すること。

3 定期健康診断事後措置

(1) 目的

教職員を対象として行われた定期健康診断（人間ドック及び個人受診を含む。）の事後措置を円滑かつ完全に実施することにより、教職員の健康管理の徹底を図る。

(2) 所属長は、健康診断結果通知に基づき、生活規正・医療の面で、勤務の軽減及び医療を必要とする教職員に対し、速やかに適切な処置を講ずること。

※ 指導区分は下記「別表」のとおり。

ア 定期健康診断受診者：定期健康診断結果通知の所見等に基づく。

イ 人間ドック受診者：「人間ドック受診者検診結果報告書」（別紙様式1）又はその結果を証明する書面に基づく。

ウ 個人受診者：「健康診断結果票（個人受診者用）」（別紙様式2）又はその結果を証明する書面に基づく。

(3) 再検査の受診及び報告

所属長は、「要再検査」又は「要医療」の該当者に対し、再検査又は精密検査の受診勧奨を行うこと。受診後はその結果を別紙様式により職員安全衛生管理者（副教育長）に報告すること。

(4) 結果の記録

再検査又は精密検査の結果を、教職員健康管理記録簿に綴り保管すること。

(5) その他

服務上の取扱いは、「1 一般的事項（6）」のとおりとする。

別表

指導区分（学校保健安全法施行規則による）

生活規正の面		医療の面	
A 要休業	勤務を休む必要のあるもの	1 要医療	医師による直接の医療行為を必要とするもの
B 要軽業	勤務に制限を加える必要のあるもの		
C 要注意	勤務をほぼ平常に行っているもの	2 要観察	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
D 健康	全く平常の生活でよいもの		
		3 健康	医師による直接、間接の医療行為を必要としないもの

4 定期健康診断事後指導

(1) 目的

宮城県教育委員会に属する教職員の健康管理の一環として、産業医未配置所属に勤務する教職員の健康保持増進を図るため、定期健康診断の結果を基に、疾病の予防及び早期発見に努めるとともに、適正な保健管理を行う。

(2) 対象教職員

地方機関及び教育機関で、教職員数50人未満の産業医未配置の所属に勤務し、基本健診の総合判定が「要再検査」又は「要医療」に該当する者。

※ 特定保健指導を受ける場合は対象外。

(3) 実施方法

(ア) 医師による指導区分の決定

基本健診の総合判定が「要再検査」又は「要医療」に該当する者の診断結果について、健診委託機関の医師が「定期健康診断事後指導票」（任意様式）を作成の上、面接指導等の指導区分を決定する。

(イ) 定期健康診断事後指導票の送付

上記（ア）で作成した「定期健康診断事後指導票」については、指導区分決定後に速やかに所属長宛て送付する。

(ウ) 面接指導の実施

上記（ア）で面接指導が必要と判断された者は、後日日程を調整の上、巡回により健診委託機関の保健師又は管理栄養士による指導を受ける。また、指導を受けた者の指導内容については、指導終了後速やかに親展扱いの封書で本人宛て送付する。

(4) 結果の記録

送付された「定期健康診断事後指導票」等は、教職員健康管理記録簿に綴り保管する。

(5) その他

当日の服務上の取扱いについては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定により服務に専念する義務を免除する。

なお、免除手続きは、平成13年3月27日付け教第506号教育長通知に基づき、包括承認とする。

新規採用教職員健康診断実施要項

1 目的

労働安全衛生規則第43条に基づき、正規に採用された教職員に「新規採用教職員健康診断」を適切に実施し、健康の保持増進及び疾病の早期発見と治療の促進を図ることを目的とする。

2 主管

宮城県教育庁福利課

3 検査種目・検査項目等

検査種目	検査項目	対象者		
1	結核検診	胸部X線デジタル撮影	全教職員	
		精密検査	断層撮影	X線デジタル撮影の結果、必要と認められた者
			精密検査	
2	基本健診	身長・体重・視力検査・腹囲	全教職員	
		血圧・尿検査	血圧測定	全教職員
			尿検査(糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン)	
		自覚症状及び他覚症状の有無の検査 (医師による診察)	全教職員	
		聴力検査	1,000・4,000 ヘルツ	全教職員
		血液検査	貧血検査 { R (赤血球数)・Hb (血色素量)・Ht (血球容積) } 白血球数 血小板数 肝機能検査 (GOT・GPT・γ-GTP) 血中脂質検査 { LDL (低比重リポ蛋白コレステロール) HDL (高比重リポ蛋白コレステロール)・TG (中性脂肪) } 血糖検査 (空腹・随時検査・HbA1c) 尿酸、クレアチニン・eGFR	全教職員
			C型肝炎ウイルス検査	希望者
		心電図検査	全教職員	
眼底検査	医師の指示のあった者			
3	胃検診	胃部X線撮影 (デジタル撮影)	40歳以上の全教職員 30歳以上40歳未満の希望者	
		胃ファイバースコープ	上記対象者のうち身体の障害(肢体不自由等)及び胃部X線撮影検査が受診できないと医師が認める者	

【参考】胃検診対象者(対象年齢は令和9年3月31日現在)

ア 30歳以上40歳未満の者：昭和62年4月2日から平成9年4月1日生まれの者。

イ 40歳以上の者：昭和62年4月1日以前生まれの者。

4 対象教職員

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和41年教育委員会規則第4号)第3条に規定する本庁、地方機関及び教育機関に令和8年度に新規採用された正規教職員。

※ 臨時的任用職員、会計年度任用職員等は除く。

5 受診を免除できる者及び免除できる検診 (【凡例】○：免除可 ×：免除不可)

	免除対象者区分	結核検診	基本健診	胃検診	備考
1	令和8年度新規採用者	○	×	×	採用時に受診している場合
2	妊娠中の者	○	×	○	
3	各種休暇等(産休・育休・病休・休職中)の者	○	○	○	【※1】参照
4	人間ドック(教職員生活習慣病健診)受診者	×	×	×	【※2】参照
5	肺がん検診受診者	○	×	×	
6	個人で医師の診察を受けている者(経過観察者を含む。)	○	○	○	検査項目の漏れがないように

【※1】 各種休暇等(産休・育休・病休・休職中)の者の取扱い

体調等の理由により、免除できるものとするが、健康診断の期日等についての案内は必ず行うこと。

【※2】 人間ドックの受診について

新規採用教職員は、雇入れ後速やかな受診が必要であることから、「新規採用教職員健康診断」を全員受診すること。

ただし、別途人間ドックを申し込みし、受診することは差し支えない。

6 検査種目毎の実施方法、受診上の注意事項及び健康診断結果の通知

(1) 「教職員定期健康診断実施要項」の「各検診実施細目」に準ずる。

(2) C型肝炎ウイルス検査は、結核検診・基本健診受診時に併せて行うこととする。
なお、次のア・イに該当する場合は、検査の必要はない。

ア 過去に肝炎ウイルス検査等を受診し、検査結果が判明している。
イ 現在又は過去に、C型肝炎の治療(経過観察も含む。)を受けている。

7 健診実施日程

新規採用教職員の健康診断(結核検診・基本健診)は原則6月中に健診委託機関の施設において受診すること。

※ 受診期間及び受診方法等の詳細については、福利課から別途通知する。

※ 6月中に巡回健診を実施する所属については、自所属での受診とする。この場合、健診委託機関への受診予約も不要とする。

ただし、自所属で受診できない場合は、健診委託機関へ予約の上、6月中に健診委託機関での受診又は他所属の健診日に確実に受診すること。

※ 原則、指定した期間内での受診とするが、やむを得ず受診できない場合は、6月中に巡回健診を実施する他所属の健診日に確実に受診すること。

※ 胃検診については、自所属の巡回健診日に受診すること。

8 服務上の取扱い

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定により、職務に専念する義務を免除する。

なお、免除手続きは、平成13年3月27日付け教第506号により、健康診断実施通知による包括承認とする。

(1) 承認期間は、職務の円滑な遂行に支障のない範囲において、検診を受ける期間（往復に要する時間を含む。）とする。

※ 個人受診する場合は、厚生計画外となるため、年次有給休暇を取得すること。

(2) 第一次検診の結果、異常所見などがあるため、医師の指示によりその原因を特定するための精密検査又は再検査を必要とする場合には、当該検査を受ける期間（往復に要する時間を含む。）について職務に専念する義務を免除する。

なお、当該検査においては、その回数にかかわらず職務に専念する義務を免除し、当該検査の手続きのために医療機関へ赴く際も、職務に専念する義務を免除する。

ただし、検査結果を聞くためだけの場合には免除されないので注意すること。

9 個人情報の取扱いについて

健康診断結果等の個人情報の取扱いについては、福利課において健診委託機関に対し関係法令に基づき適切に取り扱うよう指示することとしている。各所属においても、受診者の健康診断結果等が送付された場合は、厳重かつ適切に取り扱うこと。

10 定期健康診断の結果の提供について

教職員の定期健康診断の結果については、健康保険法第150条第2項及び第3項に基づき、保健事業への活用のため、医療保険者（公立学校共済組合）へ提供すること及び、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第3項の規定により、当該健康診断結果を医療保険者（公立学校共済組合）へ提供することで、40歳以上の教職員が特定健康診査を行ったものとする。

11 その他

本要項に定めのないことは「教職員定期健康診断実施要項」と同様とする。

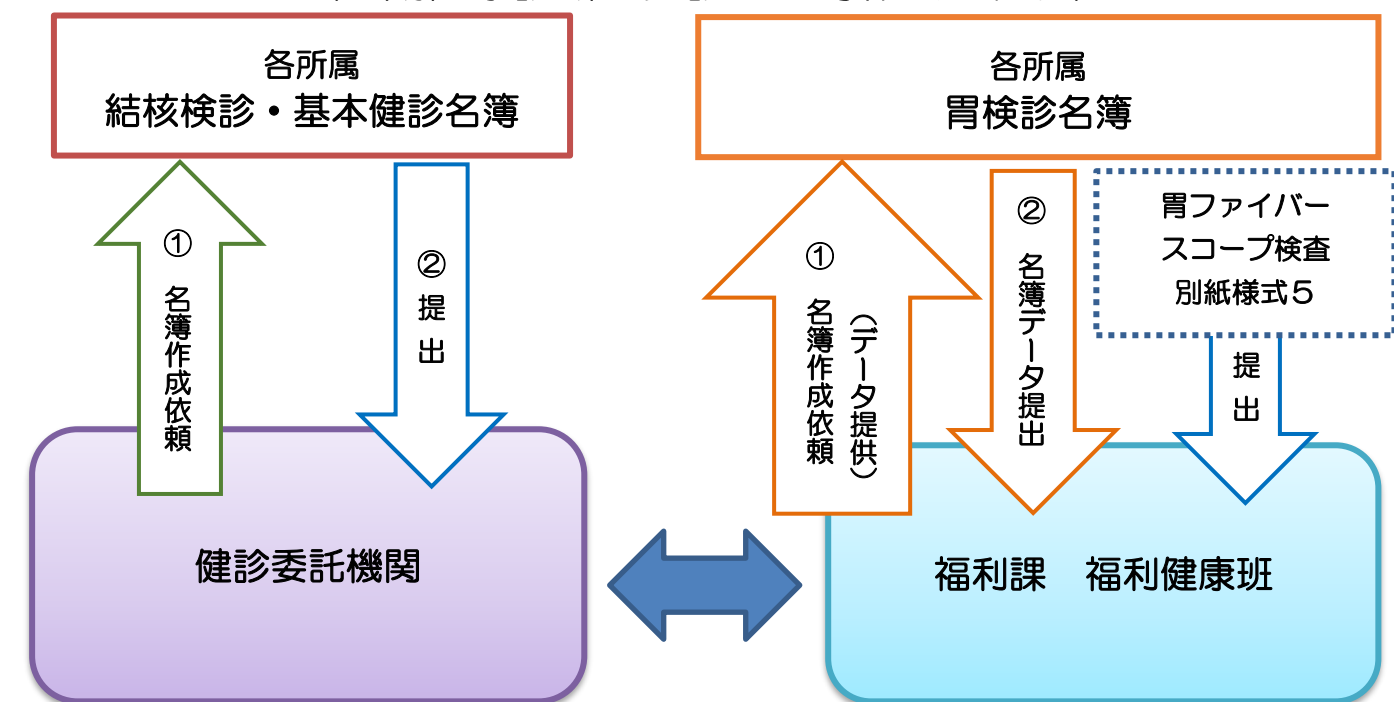
参考資料 1

宮城県教育委員会定期健康診断（基本健診）判定基準

令和7年4月1日～((公社) 日本人間ドック・予防医療学会基準を参考に一部改正)

検査項目		単位	A:基準範囲	B:要観察 (境界値)	C:要再検	D:要医療		
血 圧	最高	mmHg	129以下	130～139	140～159	160以上		
	最低	mmHg	84以下	85～89	90～99	100以上		
尿	蛋白	—	(—)	(±)	(+)	(++)以上		
	糖	—	(—)	(±)以上				
	潜血	—	(—)	(±)	(+)	(++)以上		
	ウロビリノーゲン	—	(±)	(+)	(++)以上	—		
血 液	赤血球数	男	10 ⁴ /μl	400～539	540～599	360～399	359以下 600以上	
	血色素量		g/dl	13.1～16.3	16.4～18.0	12.1～13.0	12.0以下 18.1以上	
	ヘマトクリット		%	38.5～48.9	49.0～50.9	35.4～38.4	35.3以下 51.0以上	
	赤血球数	女	10 ⁴ /μl	360～489	490～549	330～359	329以下 550以上	
	血色素量		g/dl	12.1～14.5	14.6～16.0	11.1～12.0	11.0以下 16.1以上	
	ヘマトクリット		%	35.5～43.9	44.0～47.9	32.4～35.4	32.3以下 48.0以上	
	白血球数			/ul	3100～8400	8500～8900	9000～9900	3000以下 10000以上
血小板数			10 ⁴ /μl	14.5～32.9	12.3～14.4 33.0～39.9	10.0～12.2	9.9以下 40.0以上	
肝機能	AST(GOT)			IU/l	0～30	31～35	36～50	51以上
	ALT(GPT)			IU/l	0～30	31～40	41～50	51以上
	γ-GTP			IU/l	0～50	51～80	81～100	101以上
脂 質	HDLコレステロール			mg/dl	40以上		30～39	29以下
	LDLコレステロール			mg/dl	60～119	120～139	140～179	59以下 180以上
	中性脂肪			mg/dl	30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
血糖	空腹時血糖			mg/dl	～99	100～109	110～125	126以上
	随時血糖			mg/dl	139以下		140～199	200以上
	HbA1c			%	～5.5	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上
尿 酸				mg/dl	2.1～7.0	7.1～7.9	2.0以下 8.0～8.9	9.0以上
腎機能	クレアチニン	男	mg/dl	1.00以下	1.01～1.09	1.10～1.29	1.30以上	
	クレアチニン	女	mg/dl	0.70以下	0.71～0.79	0.80～0.99	1.00以上	
	eGFR			ml/分/1.73m ²	60.0以上		45.0～59.9	44.9以下
心 電 図				—	異常なし	医師の診断による		
眼 底				—	異常なし	医師の診断による		

〈定期健康診断 受診者名簿作成の流れ〉



〈名簿提出後、職員に受診異動があった場合〉

【追加する場合の例】

- 人間ドックを辞退して、定期健康診断を受けることとなった。
- 年度途中での任用。

【取消する場合の例】

- 病気休暇に入ることとなった。
- 個人受診に変更した。
- 年度途中での退職。
- 人間ドックの追加決定となった。・・・等

※ 受診の異動があった場合は、福利健康班へ異動連絡票（別紙様式6-1または6-2）を提出。

提出

各所属

「宮城県教職員定期健康診断
異動連絡票」

【追加】別紙様式6-1

【取消】別紙様式6-2

定期健康診断受診免除者について

参考：労働安全衛生法第66条第5項、宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程第36条、第37条

- 定期健康診断（結核・基本・胃検診）はすべての教職員に受診する義務があります。受診しなかった場合には、その理由を届け出る必要があります。
- 受診しなかった場合とは、個人で医師の診察を受けている者や各種休暇・休業取得中で受診しなかった者（病気休暇・育児休業等）、個人受診の者が含まれます。
- 個人受診した者は診断書又は受診結果等若しくは健康診断結果票（別紙様式2）を所属長に提出する必要があります。
- 所属長は、「宮城県教職員定期健康診断受診免除者名簿（別紙様式3）」を作成し提出する必要があります。

【定期健康診断 Q&A】

Q1 定期健康診断は受けなくてははいけませんか？

A1 受ける必要があります。定期健康診断は、労働安全衛生法及び学校保健安全法により受診が義務付けられており、毎年受ける必要があります。また、検査項目についても学校保健安全法施行規則により定められています。

- ※ 人間ドック受診者及び個人で医師の診察を受けている者等については、定期健康診断受診を免除できます。(詳細は2ページを参照)
- ※ 新規採用教職員は「新規採用教職員健康診断」を6月中に受診すること。(詳細は11ページを参照)

Q2 定期健康診断の対象者に1週間の勤務時間が正規職員のおおむね2分の1以上とありますが、おおむねどの程度の勤務時間となりますか。

A2 1週間の勤務時間として、**19時間22.5分以上**を基準としてください。

Q3 複数校を兼務する職員がいますが、定期健康診断の対象になりますか。

A3 県立学校間での複数勤務で、1週間の勤務時間を合算し**19時間22.5分以上**であれば、定期健康診断の受診対象となります。

- ※ 兼務する職員については、管理職等に確認の上、他所属での勤務時間数を把握願います。対象となる場合は、該当する職員本人へ受診についてお知らせ願います。

Q4 複数校を兼務する職員(**1週間の勤務時間を合算し19時間22.5分以上ある者**)は、どの勤務校で定期健康診断を受けるとよいですか。

A4 原則として、**勤務時間数の最も多い所属**で定期健康診断を受けることとなります。その場合は、その所属における「定期健康診断の受診者」として追加し、健診委託機関及び福利課へ報告してください。

同程度の勤務時間数の場合は、**該当職員が申し出た所属**において「定期健康診断の受診者」として追加し、報告してください。

- ※ 各所属において「定期健康診断の受診者」を健診委託機関及び福利課への報告後、新たな任用等で追加が必要となった場合は、「宮城県教職員定期健康診断異動連絡票【追加】」(別紙様式6-1)により、福利課まで追加報告願います。

Q5-1 所属の巡回健診日に受診できない場合は、どうしたらよいですか。
(新規採用教職員以外の場合)

A5-1 やむを得ない事由があるときは、他所属の巡回健診日又は健診委託機関の施設において受診願います。健診委託機関の施設での受診については、福利課より別途通知しますが、なるべく自所属及び他所属の巡回健診を活用願います。

Q5-2 所属の巡回健診日に受診できない場合は、どうしたらよいですか。
(新規採用教職員の場合)

A5-2 新規採用教職員は、原則、健診委託機関の施設で6月中に受診となります。
ただし、6月中に巡回健診を実施する所属については、自所属での受診としますが、自所属で受診できない場合は、6月中に健診委託機関で受診するか、6月中に巡回健診を実施する他所属の健診日に確実に受診してください。

Q6 受診の際に必要な受診票(問診票)を紛失しました。

A6 各所属に予備の用紙が配付されています。所属の健康診断担当者に相談してください。

Q7 人間ドック受診が決定していましたが、都合によりキャンセルしました。
年度の途中ですが、定期健康診断を受診することはできますか？

A7 定期健康診断を受診してください。
巡回健診期間中であれば、自所属か他所属の巡回健診日に受診願います。
巡回健診期間後は、健診委託機関の施設において受診願います。健診委託機関の施設での受診については、福利課より別途通知します。

※ 人間ドックをキャンセルし、定期健康診断を受診することを、所属の健康診断担当者を通じて福利課へ報告願います。

※ 問診票(受診票)等は、所属に配付されている予備の用紙により対応願います。